

令和元年生駒市教育委員会第6回臨時会会議録

1 日 時 令和元年9月13日(金) 午前9時～午前9時42分

2 場 所 生駒市役所 大会議室

3 審査事項

- (1) 報告第13号 臨時代理につき承認を求めることについて(令和元年生駒市議会第5回(9月)定例会提出議案の意見について)
- (2) 議案第27号 生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 議案第28号 生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の制定について

4 教育委員会出席者

教育長	中 田 好 昭		
委員(教育長職務代理者)	飯 島 敏 文	委員	寺 田 詩 子
委員	神 澤 創	委員	浦 林 直 子
委員	坪 井 美 佐	委員	レイノルズあい
委員	西 井 久 之		

5 事務局職員出席者

教育振興部長	真 銅 宏	教育振興部次長	坂 谷 操
教育総務課長	辻 中 伸 弘	教育指導課長	城 野 聖 一
こども課長	(教育振興部次長兼務)	こども課指導主事	川 田 奈津子
こども課指導主事	新 土 和 美	子育て支援総合センター所長	辻 本 多佳子
教育総務課課長補佐	山 本 英 樹	こども課課長補佐	松 田 悟
こども課幼稚園保育係長	窪 田 陽 介	教育総務課(書記)	牧 井 望
教育総務課(書記)	鬼 頭 永 実		

6 傍聴者 1名

○開会宣告

○日程第1 報告第13号 臨時代理につき承認を求めることについて（令和元年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の意見について）

- ・令和元年生駒市議会第5回（9月）定例会提出議案の意見について、坂谷教育振興部次長から説明

<参照：議案書p1、資料1>

（質疑）

中田教育長：文言の整理ということだが、チェックしきれていなかった当市の法制事務全般に関わる部分である。今後は、体制を強化していく。

飯島委員：本件は文言上の修正のみであり、制度の内容が変更されることはなく、利用者の困惑を招くことはないと考えて良いか。

坂谷次長：文言の整理のみであり、前回の定例会で説明した制度の内容には間違いはない。

イノベ委員：無償化について、9月号の広報で正式に市民の皆様に周知したが、それを受けての問合せはあるのか。例えば、保育無償化を知り、幼稚園の保護者から保育園に入りたいという要望が殺到しているなど、問い合わせの現状について伺いたい。

坂谷次長：幼稚園に通園している1号認定の幼児については、標準の教育時間終了後の預かり保育を無償で受けるには、保育の必要性があるという認定を受ける必要があり、現在その点に関する問合せが多少ある。また、保育園入園状況については、9月は転入出の時期であり、例年待機児童が増える。現在当市の待機児童は91人と多いものの、例年に比べて突出して多いものではない。

中田教育長：先日、報道では77人とあったが、それはいつ時点の人数か。

坂谷次長：4月1日時点である。

中田教育長：当市は待機児童が多いという現状の中で、人材確保等に向けて取組を進めており、私はその点を評価したい。

坂谷次長：待機児童の数え方については、従来は、申込をして、入れなかった方を集計した数であったが、中には育休を伸ばすために、入園できなかったという実績が必要という方も一定数いらっしゃる。その方々については、数から除し、実質待機児童数を把握するよう、国から求められている。しかし、実質待機児童の数え方については、各自治体で統一されておらず、当市では、2園以上の申込みをして、かつ入れなかった方を待機児童として数えている。県内では、6園以上申し込んで、なお入れない場合しか、待機児童として数えないという自治体もある。数え方を変えてしまうと、個々のニーズが分かりにくくなってしまいますので、きめ細やか

な対応をするため、当市では、先ほど申し上げた基準を変更せず運用している。それゆえに、他の自治体より数が多く出てしまっているという面もある。

審議結果 【報告のとおり承認】

- 日程第2 議案第27号 生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について
・生駒市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について、坂谷教育振興部次長から説明

<参照：議案書p4、資料2>

(質疑) なし

審議結果 【原案のとおり可決】

- 日程第3 議案第28号 生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の制定について
・生駒市立幼稚園預かり保育実施規則の制定について、坂谷教育振興部次長から説明

<参照：議案書p5>

(質疑)

中田教育長：預かり時間の変更等、従来からの変更点について説明を受けたい。

坂谷次長：議案書8ページ以降の別表について、生活保護世帯とその他の世帯と分けて表示している。従来は、更に所得に応じた項目を付けていたが、預かり保育を実施するに当たっては、今般、保育の必要性の有無という基準が示されたことから、削除した。所得に関係なく、保育の必要性がある方には、11,300円を上限に無償となることになった。金額については、保育の必要性がある方は無償だが、必要性がない方は別表のとおりであり、従来倍額となる。

中田教育長：11,300円以上については、実費負担かと思うが、今までどおり利用するとして、上限額を上回る方もいるのか。

坂谷次長：8ページに「法第30条の4第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」という欄がある。こちらが保育の必要性がある方の保育料となっており、その総和が上限の11,300円となる。実際は無償になるものの、基準額を積算する必要があるため、上限額を提示しているものであり、保育の必要性があると認められる方は、平日で換算して20日程度ご利用いただけるようになっている。ただ、こども園は利用時間が6時半までであり、夏休み期間中に8時半から6時半まで1号認定の方が預かり保育を使うと、10日程度利用で上限額に達してしまう。

中田教育長：すべてが無償化になるわけではなく、利用時間帯、時期によって異なる。

飯島委員：6ページ第5条に預かり保育利用届があるが、届出期間は具体的に定まっているのか。

新土指導主事：各園で、園内だよりを毎月20日前後に配布し、預かり保育利用届は同月の月末までとなっている。

飯島委員：制度の変更によって、当市の負担はどの程度変わるのか。

坂谷次長：預かり保育については、人件費が当市の負担となる。従来、預かり保育料が市の歳入となっていたが、差し引いても人件費の負担の方が大きい赤字事業であった。今後、制度が実施され、無償化の分の利用料と人件費を市が負担する。

中田教育長：おやつ代は別にあるのか。

坂谷次長：当市には8園の公立幼稚園があり、うち2園がこども園化している。みなみ幼稚園では、自園調理をしておやつも提供しているが、他の園では各自持参となっている。

寺田委員：無償の方については、一旦払って、還付されるのか。

坂谷次長：そのとおりである。

寺田委員：保育の必要性があると認定されるには、更に労働についての申請をするのか。

坂谷次長：1号認定の方は、事前に申請をし、新2号の認定を受ける。その方々が、幼稚園で預かり保育を受けた領収証を、こども課にご提出いただく形になる。なお、幼稚園の預かり保育については、水曜日と土曜日は実施しておらず、その期間に預かり保育を受ける場合は認可外保育所で預かり保育を受けることになるので、通園している園と認可外保育所の両方の領収書を提出していただき、合算して11,300円を上限に還付する。

寺田委員：預かり保育の当初の目的は、女性の自立であり、子どもを預けている間に勉強をしたりして、それを活かしてその後の就職等につなげようと考えている方もいる。もしくは、親の介護、自分自身の病院の時間として預かり保育を活用される方も多い。その使用料が、従来の倍額になるという点については、どのようにお考えか。

坂谷次長：今般の幼児教育・保育無償化に当たって、預かり保育の現状の聴き取りを実施したところ、預かり保育の理念が、拡大解釈され運用されている現状があった。今回の規則制定に当たっても、おやつを食べるまで、食べた後まで等、時間を細かく刻んでおり、必要な時間のみを利用していただけのようにした。また、保育の必要性の認定を受けられない方についても、機会を奪うというのではなく、この制度を持続可能な制度とするためには、受益者のご負担もやむを得ないと考えている。

寺田委員：保護者への通知はいつか。

坂谷次長：本日可決されれば早急に通知させていただく。

イノグ 委員：保育の必要性の有無によって、本制度の恩恵を受けられるかどうか異なるように思える。保育の必要性がないと判断されるのは、具体的にどのようなものか。

坂谷 次長：保育の必要性の有無については、保育所の入所基準に基づくもので、これは、国が定めている子ども子育て支援法の規則にて定められている。父母が日常的に介護が必要な方であるという要件、また、量的な要件として、就労の基準等がある。こちらは各自治体で幅があるが、当市では就労は月64時間以上かつ週3日以上以上の居宅外労働、あるいは居宅内労働、出産とその前後、疾病、障がい、看護、介護、災害等がある。それ以外の方については、保育の必要がないとされる。

イノグ 委員：例えば、今後就労するための勉強のために、週に一度、講座に行くという場合、保育の必要性がない方なので、預かり保育料が必要となるのか。

坂谷 次長：預かり保育料は必要となる。ただし、今回の制度は、基準時間までは無償化の対象となる。幼稚園だと月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の14時から預かり保育の受入れはしており、自立を妨げるものではない。

中田教育長：本制度の実施に当たって、女性の社会的自立を目的とするなら、自己研修についても、保育の必要性があるのではないかというご意見かと思う。新2号認定をするに当たっては、その点を市独自で、市長が認める範囲で認める等、配慮できないのか。

坂谷 次長：その規定は、設けることは難しい。

イノグ 委員：現段階では困難であるかもしれないが、就労につながる事が証明される場合には、認めていくなど、段階的に対応していただきたい。

寺田 委員：幼稚園は、その問題が大きいと思う。本格的に働いておられる方は、始めから保育園に預ける。幼稚園の保護者は、週1～2日働いたり、介護をしたり、研修に行ったりされている方が多く、その方々が預かり保育を利用している。従来どおりの価格なら問題ないと思うが、無償になる方もいれば、倍額になる方もいるということは、保護者には受け入れがたいと思う。

松田課長補佐：就労のための求職活動、技能を身に付けるための学校に通われる場合、保育の必要性があると認められる。ただし、就労と同じく、月64時間以上、週3日以上拘束時間があることが条件である。

中田教育長：週2日だけ講座を受け、子を預かってもらうのは有償か。

松田課長補佐：その場合は、有償になる。

中田教育長：委員の中にも違和感を抱いている方もいらっしゃるのでは、今後状況を見ながら対応していきたい。

西井 委員：預かり保育の当初の主旨から考えると、11,300円まで無償の方もいれば、倍額になってしまう方もおり、週に一度、趣味や介護で外出される方には納得しがたいと思う。働いている方にだけ手厚く、まるで働

いていないといけないような制度をあえて作っているように感じてしまう。元々、人件費で赤字になっていた事業ならば、その方々の分だけ預かり保育料を倍額にして赤字を補える訳でもないだろう。

坂谷次長：委員の皆様のご指摘のとおりであり、保護者の皆様もそのように感じておられると思う。繰り返しになるが、月額2万円程度の基準額は無償化となるのであり、子育て世代への支援に資するものである。従来は基準額を支払った上で、預かり保育を受けられるということを考慮し、非常に低額で預かり保育を実施していたものである。市としては、基準額が無償になるのであれば、預かり保育料は見直さなくてはならないと考えている。

中田教育長：幼稚園と保育所は別物だ。幼稚園は就学前教育の場であり、幼稚園で保育を実施しようとするのであれば、別途人件費がかかる。市独自で実施するのと、国が制度を定めて実施するのでは、実施要件も異なる。財政的な負担がある中で、現段階での額の確定に当たっては、他市の状況を参照しながら、負担額を決定した。重要なのは、今後いかにきめ細やかな対応ができるか、生駒市独自の視点を取り入れられるかだと思う。実際に運用する中で、この場で頂いた意見も参考にし、実態調査をしながら、対応していきたい。

飯島委員：保育の必要性の有無について、就労、就労のための研修期間、身体的な要件その他の要件によって、認められる。しかし実際は、利用者が、保育が必要だと感じたら、それは必要性があるはずだ。利用者が必要だと感じるのに、行政が必要ないと判断することによって、制度への不満が高まると考える。実際の運用の中で、他市の状況等も見ながら、柔軟な運用ができる部分、自治体の個性が出せる部分について、判断していただきたい。

審議結果 【原案のとおり可決】

○閉会宣告

午前9時42分 閉会